

京都府立八幡支援学校スクールバス運行業務仕様書

1 本業務の目的

児童生徒の通学等の便宜を図るため、府所有のスクールバスを安全に運行すること。

2 委託期間

令和7年8月1日から令和10年7月31日まで

3 運行内容

(1) 次の事項については、別紙①、②及び③のとおり

① 使用車両6台

② 運行表

③ 運行経路

なお、運行経路及び時間については、児童生徒の状況等により年度及び年度途中に変更することがある。

(2) 運行予定日数 別紙④

令和7年8月1日から令和10年7月31日までの間、原則として土・日曜日、祝日及び春季・夏季・冬季休業日を除いた日とする。

ただし、運行予定日数は変更することがあるが、原則としてこの変更に伴う変更契約は締結しないものとする。

令和7年度（令和7年8月1日から令和8年3月31日まで）の運行予定日数

126日

令和8年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）の運行予定日数

193日

令和9年度（令和9年4月1日から令和10年3月31日まで）の運行予定日数

193日

令和10年度（令和10年4月1日から令和10年7月31日まで）の運行予定日数

70日

(3) 本校が京都八幡高等学校（北キャンパス）や八幡市内小中学校と行う交流教育（年間18回）で、交流校まで児童生徒等を輸送するためスクールバスを運行する。

(4) 児童生徒の校外学習やその他必要な場合にスクールバスの有償運行について、協力を求めることがある。

4 業務内容

(1) 児童生徒の安全を確保するため、善良なる管理者の注意義務をもってスクールバスを運行させること。

(2) 運行する車両には児童生徒の介助を行うための職員（以下「介助職員」という）をバス1台につき2名を配置（ただし、6台のうち5号車学園コースについては3名を配置）すること。

(3) 介助職員は、児童生徒の介助及び保護者との連絡業務を行うこと。連絡業務に要する携帯電話は受託者が配置すること。

(4) 児童生徒には、親切、丁寧、温かい心をもって接すること。

- (5) 受託者は、運行責任者を選任しなければならない。運行責任者は、バス内の状況及び運行状況等を把握し、委託者の求めに応じて報告しなければならない。
- (6) 運行に当たっては、法定点検、日常点検等十分な車両の点検整備を実施し、点検整備記録を備えること。
- (7) 運行中に発生した事故等については、直ちに学校に連絡するとともに、事故に係る一切の処理を行うこと。
- (8) 運行に使用した車両が事故及び故障その他の理由により運行を中断したときは、委託者が連絡をしてから1時間以内に代替車両による運行を再開するなど適切な措置を講じて、児童生徒の輸送業務を継続させること。
- (9) 運行に当たっては、委託者と事前に綿密な打ち合わせを行うとともに、運行期間中、常に緊密な連携を保持すること。
- (10)受託者は、運行前に運転手の健康管理状況を確認すること。また、運転前後の運転者の酒気帯びの有無を確認し、1年間記録に残すこと。なお、令和4年10月からは学校が用意するアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無の確認の補助を行うこと。

5 運行に従事する者

- (1) 運転手は、大型一種又は大型二種免許取得者とし、原則としてその期間を通じて同一の者が業務にあたること。なお、運転手の名簿等を委託者に提出すること。
- (2) 運転手の安全運転教育及び健康管理に努めること。
- (3) 児童生徒の障害に対する理解を深めるため、学校が実施する研修等に参加させること。
- (4) 旅客自動車運送事業に係る事業用自動車（ただし、バスに限る）又は、特別支援学校のスクールバスの運転経験を有する者。

6 介助に従事する者

- (1) 介助職員のうち6名以上の者は、次のいずれかの資格又は経験を有する者であること。
なお、介助職員の名簿と資格・経験（履歴）を証明できる書類を契約締結後すみやかに委託者に提出すること。
 - ア 教員免許を有する者
 - イ 福祉系大学を卒業した者
 - ウ 保育士免許を有する者
 - エ ホームヘルパー1級、ホームヘルパー2級、又はホームヘルパー3級の資格を有する者
 - オ 介護福祉士の資格を有する者
 - カ 介護支援専門員の資格を有する者
 - キ 社会福祉士の資格を有する者
 - ク 精神保健福祉士の資格を有する者
 - ケ ケアマネージャーの資格を有する者
 - コ 看護師の資格を有する者
 - サ 理学療法士、作業療法士の資格を有する者
 - シ 次に掲げるいずれかの施設において通算1年以上の介護経験を有する者
 - (ア) 有料老人ホーム
 - (イ) 軽費老人ホームA型

- (ウ) 軽費老人ホームB型
- (エ) 養護老人ホーム
- (オ) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- (カ) グループホーム（認知症高齢者グループホーム）
- (キ) ケアハウス（軽費老人ホームC型）
- (ク) 短期入所生活介護施設（ショートステイ）
- (ケ) 短期入所療養介護施設（ショートステイ）
- (コ) 老人デイサービスセンター
- (サ) 訪問看護ステーション
- (シ) 高齢者生活福祉センター
- (ス) 在宅介護支援センター
- (セ) シの(ア)から(ス)以外の介護福祉施設

ス 次に掲げるいずれかの施設において通算1年以上の指導経験を有する者

- (ア) 保育所
- (イ) 乳児院
- (ウ) 児童厚生施設
- (エ) 児童養護施設
- (オ) 知的障害児施設
- (カ) 知的障害児通所施設
- (キ) 盲ろうあ児施設
- (ク) 肢体不自由児施設
- (ケ) 重度心身障害児施設
- (コ) 情緒障害児短期治療施設
- (サ) 児童自立支援施設
- (シ) 児童家庭支援センター
- (ス) スの(ア)から(シ)以外の児童福祉施設

セ 特別支援学校のスクールバスで通算1年以上の介助経験を有する者

- (2) 介助職員は、原則として委託期間を通じて同一の者が業務にあたること。
- (3) 介助職員の知的障害・肢体障害に対する理解を深めるための教育及び日々の健康管理に努めること。
- (4) 児童生徒の障害に対する理解を深めるため、学校が実施する研修等に参加させること。

7 委託契約に含まれる費用等

- (1) スクールバスの車両運行、日常の保守点検等に係る一切の経費。
 - ア 車両清掃用品及びその他消耗品（感染防止対策に係るアルコール等を含む）
 - イ 燃料及び油脂類（エンジンオイル等）
 - ウ 運行に伴い発生する不調、故障等に要する経費。ただし、車両の老朽化や受託者の過失以外による修理経費については委託者と受託者で別途協議する。
 - エ チェーンの保守点検、修理及び破損による購入経費
 - オ 事故、故障等による代替車両に係る経費
- (2) 車両の法定点検に係る経費
 - ア 道路運送車両法に定める点検・整備及び記録に係る経費

イ 点検の結果発生した整備経費。ただし、車両の老朽化による修理経費については委託者と受託者で別途協議する。

(3) 事故に係る経費

ア 対人、対物、旅客及び車両等に対する任意保険料

イ 走行中に生じた事故（自損事故を含む）に伴う車両の原状回復に要する経費

ウ 事故の処理、交渉等及び補償に係る一切の経費

エ 事故防止対策に係る経費

(4) 3の(3)の交流教育のための運行に係る経費（校外学習等のための運行に係る経費については、その都度、委託者と受託者で別途協議するものとする。）

8 委託者が負担する経費

(1) 車検にかかる経費

ア 自動車損害賠償責任保険、自動車重量税、車両登録印紙代

イ 車検に係る整備代

(2) 3の(4)の運行に伴う有料道路通行料及び駐車場代

(3) 車体の改造に係る経費

(4) 経年劣化によるタイヤ購入経費

9 臨時休校日の経費

前日の午後5時までに乙に連絡した場合は、委託料は支払わない。午後5時以降に連絡した場合は、1日の委託料の半額を受託者は請求することができる。また、臨時休校ではないが特定のコースのみ運行を休止する等の場合や長期で休業となるような場合については、その都度、別途協議するものとする。

10 その他

(1) スクールバスの保管場所は、学校とする。

(2) スクールバスの給油は、校内では行わないこと。

(3) 受託者は、本業務を通じて知り得た児童生徒のプライバシーに関する情報及び委託者に関する情報を第三者に漏らしてはならない。

(4) 受託者は、委託者が指定している運行日初日までの土・日曜日、祝日を除く日に、委託者に事前に申し出ることにより、スクールバスの試運転を行うことができる。

なお、これに係る一切の責任及び経費は、受託者負担とする。

(5) 運行経路及び時間については、児童生徒の状況等により委託期間中に変更することがあるが、原則としてこの変更に伴う変更契約は締結しないものとする。

ただし、その変更に伴い当初契約書に記載された全6コースの1日あたりの総走行距離の3分の1以上の延伸または短縮が生じた場合、契約日における燃料の市場価格及び前年度の燃費から算出される金額等をもとに変更契約を締結するものとする。

なお、コース数の増減の場合は、この限りではない。